

留学生対象

2020年9月

2020年度 特別奨学生募集要項

東京 YWCA「留学生の母親」運動では新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化によって、学生生活の継続が困難となった日本で勉強する私費外国人留学生に対し、特別奨学金を支給します。

採用人数:20名

支給額:50,000円(給付)

支給方法:口座振込にて支給(2020年11月末)

【応募資格】

- ① 「留学」の在留資格を有する私費留学生
- ② 専門学校最終学年に在籍する学生
- ③ ほかの奨学金を受けていないこと

【応募手続き】

提出書類:①～④すべて提出 書類不備の場合、応募資格がなくなります。

- ① 申込書:1通 指定の用紙にすべて黒のボールペンで書くこと
<https://www.tokyo.ywca.or.jp/peace/ryugakusei/scholarship>
- ② 推薦書:1通 現在籍校の教員の推薦書(推薦者の署名捺印必須)
- ③ 在学証明書:1通
- ④ 在留カードのコピー(表・裏)
- ⑤ 合否返信用封筒(定形 12cm×23.5cm)自分の住所、氏名を表面に書き、84円切手を貼ること

【応募先】

東京 YWCA「留学生の母親」運動事務局 奨学金小委員会
〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11
TEL:03-3293-5424

【提出方法】

上記の応募先に郵送する。

【応募期間】

2020年9月28日(月)～10月10日(土)消印有効

【選考と決定】

専攻:書類審査 結果は11月16日(月)までに合否にかかわらず本人に書面で通知する。
選考において、面接を行うことがある

【奨学金の休止および停止】

応募書類に偽りの記入があった場合、そのほか奨学生として適当でない事実があったときは返還をもとめる。

【奨学生の義務】

- ① 奨学生は2021年1月末日までに所定の報告書を提出すること
- ② 次の場合は直ちに東京YWCA「留学生の母親」運動事務に届け出る
 - ・休学、転学、または長期欠席をしようとするとき
 - ・停学その他の処分を受けたとき
 - ・住所、電話その他連絡先の変更があったとき

【問い合わせ先】

東京YWCA「留学生の母親」運動 奨学金小委員会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11
公益財団法人東京YWCA [TEL:03-3293-5424](tel:03-3293-5424)